

## ◆施工にあたってのポイント

工事検査課

令和7年6月10日

- 1 令和6年8月から雨休率、猛暑日を考慮した作業所要日数及び準備・片付け期間を設け工期設定を行っております。完成届出書等の提出時期は監督員との確認を受けたうえで余裕をもって提出いただけるよう全体工程の管理をお願いします。
- 2 業務の効率化及び生産性の向上を図るため、情報通信技術を活用した情報共有システムの試行を開始しました。設計額500万円以上の工事を対象に受注者希望型にて試行しておりますので受注者様の参加をお願いします。
- 3 新規入場者安全訓練及び重機保守点検などは、完成書類と一緒に原本を提出いただくなど書類作成の省力化及び提出書類作成の削減等取り組みにご協力ください。
- 4 設計書に施工条件明示事項の添付により施工条件や仕様等を集約し特記仕様書を兼ねておりますが、ここに示す仕様や様式等は、市のホームページ(トップページ「産業・事業者」から「建設工事関係」等に掲載していますので、ご確認ご活用ください。
- 5 富士宮市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和の対象工事の要件が今年度から変更となっておりますのでご確認のうえ、制度の活用と手続きの徹底をお願いします。
- 6 下請契約を締結する場合、元請業者が施工体制台帳を作成し、工事現場に据え付け施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示する必要があります。また、施工体制台帳の写しを発注者に提出ください。(元請業者の技術者の資格証の写し、元請業者の技術者の雇用関係を証する書面、下請契約を締結する全ての内訳のわかる契約書(請書)の写しなど必要な添付書類も提出ください。)
- 7 土木・農林工事共通仕様書が適用される工事は、令和5年12月の土木・農林の共通仕様書の改定がされていますが、施工計画書に施工管理計画の記載をお願いしておりますが、この中に「段階確認実施予定」の追加が行われておりますので漏れのないよう記載ください。また、その工事の特殊性に対する対策など、その現場に合わせた内容等(現場の地理的制約、近隣住民への振動・騒音・ほこり等に関する配慮、児童・生徒の安全確保、材料・工法の特殊性等)記載ください。
- 8 工事記録簿や打合せ記録簿には、立会者の所属・氏名、立会日・打合せの内容と結果を記録いただき、請負金額、工期及び構造等変更が生じる場合は、指示・協議書等で確認ください。

- 9 週休2日推進工事については、現在、稼働日数が1週間程度以上工事に対象を拡大しております。着手時の施工計画書に「閉所計画書」として「休工日取得計画表」の提出をいただくとともに完成時の書類提出時には、「休工日取得実績表」の提出ください。なお、やむを得ず週休2日が確保できなかった場合は、現場閉所率に応じた変更契約が必要なため、監督員と協議願います。
- 10 昨年度末からは、円滑な事業執行を促進するため、舗装工事等の比較的単純な工事で2500万円未満について、概算数量発注方式による試行を始めましたので受注された場合は、工事設計図書の作成にご協力ください。
- 11 土木・農林工事共通仕様書が適用される工事は、工事の目的や事業の効果をイラスト等の活用によりわかりやすく説明する工事 PR 看板を設置されますようお願いいたします。